

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業を，民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第6条の規定に基づき，特定事業として選定したので，同法第8条の規定により，客観的な評価の結果を公表する。

平成17年9月14日

法務大臣 南 野 知恵子

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業
特定事業の選定について

1. 事業の名称

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業

2. 公共施設等の管理者等

法務大臣 南 野 知恵子

3. 事業の内容

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業(以下「本事業」という。)においては、選定事業者(以下単に「事業者」という。)は、実施方針のとおり、以下の業務を実施する。

- (1) 島根あさひ社会復帰促進センター(以下「本施設」という。)の整備及び維持管理に関する業務
- (2) 本施設の運営に関する業務
- (3) 本施設に係る公務員宿舍の整備及び維持管理に関する業務

4. 事業方式

事業者が本施設を設計・建設した後、本施設の維持管理・運営を行い、事業期間終了後国に無償で譲渡するBOT(Build-Operate-Transfer)方式により本事業を実施する。本事業の実施に必要な土地は、本事業の実施に必要な範囲を無償で貸し付ける。

5. 事業期間

契約締結日から平成38年3月31日までの期間とする。

6. 事業者の収入

国は、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、施設の設計及び建設業務に係る費用については、事業契約に基づき、あらかじめ定める額を維持管理・運営期間にわたり事業者に支払う。

また、国は、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、施設の維持管理及び運営に係る費用については、事業契約に基づき、あらかじめ定める額を維持管理・運営期間にわたり事業者に支払う。

事業者は、購買業務及び職員食堂運営業務の実施により得られる収入を自らの収入と

することができる。

7. 公共施設等の立地条件及び規模

施設用途	刑務所
事業場所	島根県那賀郡旭町
敷地面積	約 32.5 万㎡
用途地域	工業地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
規模（延床面積合計）	刑務所施設：約 79,600 ㎡ 職員宿舎：約 12,950 ㎡ （国が建設する場合の想定面積である。）

8. PFI事業として実施することの定量的効果

本事業について、国が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合を比較し、PFI事業により得られる定量的効果について分析を行った。なお、これらの前提条件は仮定のものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

(1) 前提条件

ア 国が直接実施する場合

- ・ 次の費用を対象とする。

施設整備及び維持管理に関する業務	設計費，工事監理費，建設工事費，修繕費，建築物点検保守費，建築設備運転監視・点検保守費，公務員宿舎の整備費・維持管理費
運営に関する業務	総務業務費，清掃業務費，給食業務費，衣類・寝具の提供業務費，警備業務費，教育・分類業務費，医療業務費，作業業務費

- ・ これらの費用について、類似施設の整備・運営実績等に基づき積算する。
- ・ 事業者に移転するリスクの調整
物価リスク等を含む主要なものについて、それぞれの発生確率及び影響度を勘案し、定量化した上で調整する。

イ PFI事業として実施する場合

- ・ 事業者が特別目的会社を設立することを条件とする。

- ・ 次の費用を対象とする(国が直接実施する場合と同一)。

施設整備及び維持管理に関する業務	設計費，工事監理費，建設工事費，修繕費，建築物点検保守費，建築設備運転監視・点検保守費，公務員宿舎の整備費・維持管理費
運営に関する業務	総務業務費，清掃業務費，給食業務費，衣類・寝具の提供業務費，警備業務費，教育・分類業務費，医療業務費，作業業務費

- ・ 国が直接実施する場合から，民間事業者の技術力や創意工夫により得られると想定される減額を見込んで算出する。
- ・ 資金調達に係るコスト，リスク管理コスト，アドバイザー費用，諸税，P F I事業者の運営費用等を見込んで算出する。
- ・ 事業者の収入は，国から支払われる設計，建設業務の対価及び維持管理，運営業務の対価のみとして算出する（購買業務及び職員食堂運営業務の実施により得られる収入は考慮していない。）。

ウ 共通の条件

- ・ インフレ率は考慮しない。
- ・ 割引率は4%とする。
- ・ 適切な調整

国が支払う消費税(5%)のうち国税相当分(4%分)並びに事業者が支払う法人税及び消費税のうち国税相当分を還元する。

(2) 定量的評価の結果

本事業をP F I事業として実施する場合には，国が直接実施する場合に比べて，本事業に必要な国の財政負担は 現在価値ベースで約3%程度軽減されることが期待できる。

9 . P F I事業として実施することの定性的評価

本事業をP F I事業として実施する場合には，次のような定性的効果が期待される。

- ・ 民間資金の活用による財政負担の平準化
- ・ 民間事業者のノウハウ等の活用による犯罪傾向の進んでいない受刑者に対し，それぞれの問題性に特化した矯正処遇の実施及び円滑に社会復帰できる環境の形成
- ・ 官製市場への民間参入の拡大による雇用創出及び経済効果

10 . P F I事業として実施することの総合的評価

本事業をP F I事業として実施することにより，定量的及び定性的効果を期待できることから，P F I事業として実施することが適当であると認め，P F I法第6条の規定に基づき，本事業を特定事業として選定することとする。